

◎入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食あたり）

令和8年6月1日

70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
低所得者 （住民税非課税世帯）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、
あるいは老齢福祉年金受給権者